入札公告の取消

令和３年７月26日
契約担当役
独立行政法人労働者健康安全機構
北海道中央労災病院長　大塚　義紀
◎調達機関番号　621　◎所在地番号　01

令和３年７月６日（号外政府調達第125号・19頁）掲載の入札公告「生化学免疫検査システム一式」を取り消します。

入札公告の取消

令和３年７月26日
国立大学法人小樽商科大学
契約担当役　事務局長　溝部　康雄
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　01

○第４号

令和３年７月12日付（号外政府調達第129号・34ページ）掲載の入札公告第４号「仮想デスクトップ基盤システム　一式」を取り消します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和３年７月26日
支出負担行為担当官
近畿地方整備局副局長　中村　晃之
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　28

○第13号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　大阪港北港南地区航路（－16m）附帯施設護岸⑵等基礎工事
⑶　工事場所　大阪市此花区夢洲東１丁目地先
⑷　工事内容　本工事は、航路浚渫に伴い発生する土砂の受入のための附帯施設護岸⑵の基礎工、仮設工、護岸⑶の陸上地盤改良工等を施工するものである。
⑸　工期　契約締結日から令和５年２月28日まで
⑹　本工事は、施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の適用工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑺　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。
⑻　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
⑼　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
⑽　本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。
⑾　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。
なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式も可能とする。
⑿　本工事は、落札決定後に「予定価格（税抜き）、予定価格（税抜き）の積算内訳、調査基準価格、落札理由（総合評価方式）」、契約締結後に「積算の内訳」を示す資料を公表する工事である。「積算の内訳」については、契約後に適宜、近畿地方整備局港湾空港部ＨＰ等により公表する。
⒀　本工事は、若手の主任（監理）技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行工事である。なお、技術指導者の配置については、参加表明書の提出者が選択できるものとする。
若手主任（監理）技術者は、令和３年４月１日時点で満40歳未満の者とする。
⒁　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴの全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、工事完成図、施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事である。
⒂　本工事は、港湾建設業等における労働賃金改善に関する取組みを促進するための「労務費見積り尊重宣言」促進モデルの試行工事である。
⒃　本工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型（工期指定）」の試行工事である。
⒄　本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行対象工事である。
⒅　本工事は、若手技術者を主任技術者又は監理技術者として配置した場合、請負工事成績評定で評価する試行工事である。
⒆　本工事は、働きやすい職場環境を整備した場合、請負工事成績評定で評価する試行工事である。
⒇　本工事は、担い手育成活動を実施した場合、請負工事成績評定で評価する試行工事である。
(21)　本工事は、工事期間中の真夏日の日数に応じて、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。
2　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）若しくは単体有資格者であること。
なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年４月30日勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　近畿地方整備局における令和３・４年度港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けており、決定の際に算定した客観点数が特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶ若しくは単体有資格者にあっては1,150点以上、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては客観点数が850点以上の者であること（会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶ若しくは単体有資格者にあっては1,150点以上、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては客観点数が850点以上であること。）。
⑶　平成18年４月１日以降、申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有する者であること。
なお、経常ＪＶにおいては構成員のいずれかが同種工事の施工実績を有していればよい（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。
また、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、「請負工事成績評定要領」（平成21年３月31日付け国港技第105号の２）第５第２項に規定する工事成績評点表の評定点（以下「評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
・同種工事は、次のとおりとする。
㈠　特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶ若しくは単体有資格者にあっては、次に掲げるａ）及びｂ）の要件を満たす施工実績を有すること。
ａ）海上工事において、作業船により石材投入47,000㎥／件以上を施工した工事（石材には雑石、頁岩（性状が岩状のものに限る）、人工石材、岩ズリを含む。）
ｂ）海上工事において、作業船により砂材投入を施工した工事（砂材には頁岩（性状が砂状のものに限る）を含む。）
※上記ａ）及びｂ）は別件工事の施工実績でも可とする。
㈡　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、次に掲げるｃ）及びｄ）の要件を満たす施工実績を有すること。
ｃ）海上工事において、作業船により石材投入23,000㎥／件以上を施工した工事（石材には雑石、頁岩（性状が岩状のものに限る）、人工石材、岩ズリを含む。）